

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第168号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年9月25日 09時00分ごろ	
発生場所	関門港関門航路、福岡県北九州市関門航路第27号灯浮標から真方位014°440m付近 (概位 北緯33°56.0′ 東経130°56.0′)	
事故等調査の経過	平成22年11月4日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 <sup>しんせい</sup> 新生丸、485トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 131879、若葉汽船有限会社</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、五級海技士（機関）（機関限定）</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 主機の調速機のギヤシャフトが破損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、関門航路を航行中、平成22年9月25日09時00分ごろ、主機が、過回転に陥って過速度停止装置が作動し、危急停止した。</p> <p>本船は、主機の再始動を断念し、11時30分ごろ、修理のため、タグボートにより関門港門司区にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.3m</p>	
その他の事項	<p>本船は、平成20年12月に中古購入されたが、主機の調速機の部品等が交換された記録がなく、平成22年8月に入渠した際にも、主機の調速機の開放点検が行われていなかった。</p> <p>本インシデント後、主機の調速機を開放した際、以下のことが発見された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ギヤシャフトのギヤ部分が破損していた。</li> <li>2 ギヤシャフトの軸受ボールベアリングに焼付き等の損傷はなかった。</li> <li>3 潤滑油の油量及び性状等は正常と判断された。</li> </ol> <p>なお、機関取扱説明書には、調速機のギヤシャフトは4年又は20,000時間毎に交換するよう記載されていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、関門航路を航行中、主機調速機の部品が破損して燃料噴射量を抑制できなくなったため、主機が、過回転状態となって過速度停止装置が作動し、危急停止したものと考えられる。</p> <p>主機の調速機は、経年使用でギヤシャフト部の材質が劣化して、ギヤ部が損傷した可能性がある</p>

	と考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、関門航路を航行中、主機の调速機の部品が破損して燃料噴射量を抑制できなくなったため、主機が、過回転状態となって過速度停止装置が作動し、危急停止したことにより発生したものと考えられる。